

## 次期福祉計画で取り組むこと（案）

次期福祉計画では、令和3年度から令和8年度までの6年間で、次の5点の取組を進めていきます。

### （１）福祉エリア（日常生活圏域）の見直しによる「地域力」の強化

市では、これまで人口や面積、道路や交通網、民生委員・児童委員の活動区域などを考慮した6つの区域を福祉エリア（日常生活圏域）として施策を進めてきました。

福祉施策を取り巻く現状としては、福祉ニーズの多様化・複雑化に伴い、個人や世帯が抱える様々な福祉課題について一体的な対応や、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等の従来の福祉分野を超えた包括的な支援体制の構築が求められています。

また、人間関係の希薄化を背景とした「社会的孤立」や、「制度の狭間」の問題などが表面化し、公的な福祉サービスの充実のみならず、地域における住民の支え合いによる仕組みづくりが必要となっています。

国においては、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりや地域の生活課題を包括的に受け止める体制の構築等を進めています。

このようなことから、市としても多様な福祉課題を抱えた個人や世帯に対し、福祉施策の横断的な連携による切れ目のない支援や、地域住民をはじめとした地域の多様な活動主体の参画及び地域における住民の支え合いによる仕組みづくりを構築し、総合的・包括的な相談体制を充実させていく必要があります。

この体制づくりは、住民が主体的に地域の生活課題を把握し、解決に取り組むことができる身近な圏域で行うことがより効果的であることから、現行の福祉エリアから文化センター圏域を基礎として構成される新たな福祉エリアに見直します。

市には、地域に根差し、住民に身近な文化センターが11か所あり、その各圏域には、地縁のコミュニティや「わがまち支えあい協議会」など既存の多様な地域資源が存在していること、また、すでに文化センターを中心に、相談機能の充実や地域における支え合いの仕組みづくりが進んでいることから、この圏域を基礎とした11のエリアを新たな福祉エリアとして設定します。

このエリアは、福祉分野以外でも共通の基盤となっていることから、多様な分野における連携が期待できます。市民の意識も文化センターを中心としたものとして定着し、まとまりつつあります。今後は、地域活動の基礎を福祉エリアとしながら支えあいの仕組みづくりを推進し、「地域力」の強化<sup>1</sup>を進めていきます。

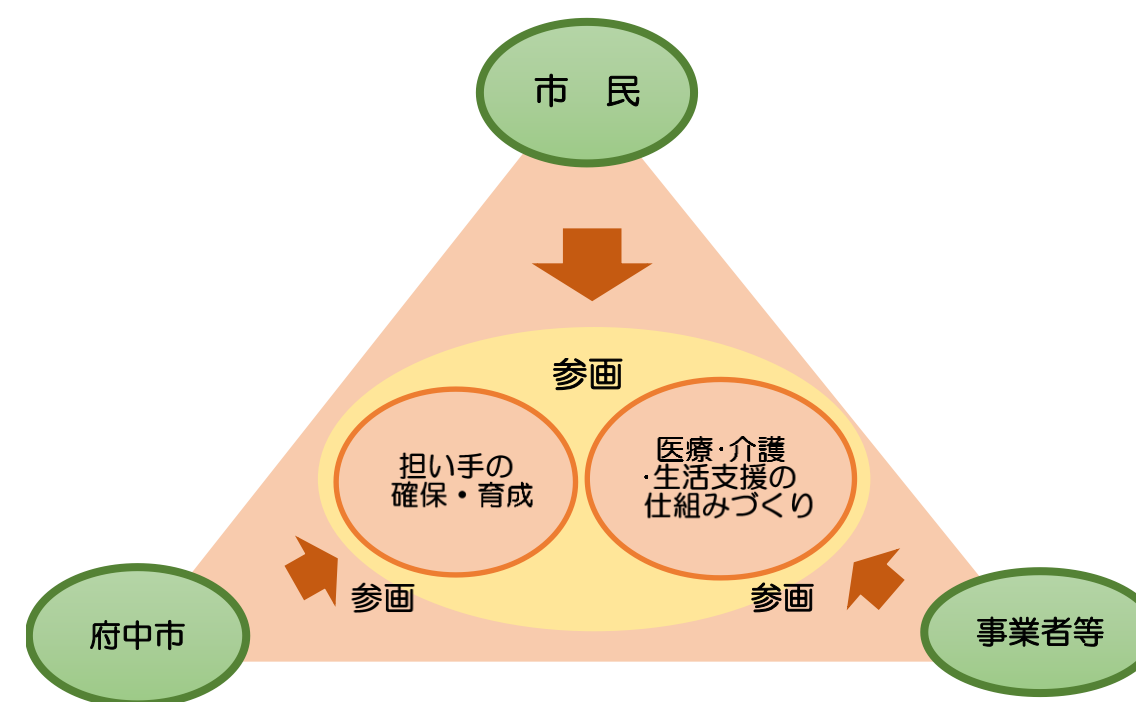
### （２）協働による福祉の取組の促進

市の地域共生社会の考え方に沿って、身近な地域、福祉エリア、市全域での協働を進めます。そのために、身近な地域における取組としては、第一歩には、「あいさつ」、「声かけ」などを通して知り合いを増やし、「地域で話す機会」を増やすことが考えられます。次のステップとしては、地域に暮らす同じ悩みを持つ人と「知り合い」、「ニーズを共有する」ことが考えられます。

今回の調査においても、自立生活の支援や、短時間ケア、娯楽・外出支援などの取組へのニーズが高く、従来の介護予防についても送迎つきのプログラムでの実施など、多様なニーズが確認されました。

市では、これらの福祉ニーズ・課題を、協働や多職種連携によって、専門職や地域人材などの「担い手の確保・育成」と、新たな福祉ニーズに応える医療・介護、生活支援の仕組みづくりなどを行うことで、制度の狭間にある問題の解決や、切れ目のない支援を実現し、ソーシャルインクルージョンの促進などを進めます。

図 市における、地域共生社会の実現を目指した「協働の仕組み」づくりのイメージ



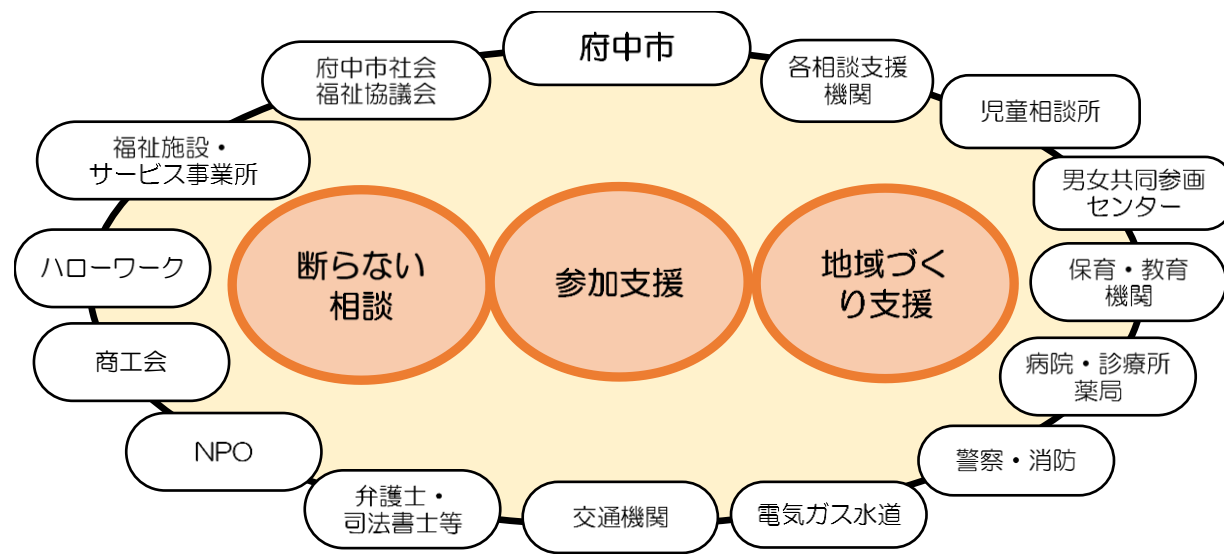
<sup>1</sup> 「地域力」の強化：地域共生社会の実現を目指し、住民に身近な圏域において、地域の問題を「我が事」としてとらえ、解決を試みることができるような地域づくりを充実していくこと

### (3) 多様な主体が参画し、連携するネットワークづくり

多様な福祉課題を抱えた個人や世帯に対しては、福祉施策の横断的な連携による切れ目のない支援や、総合的・包括的な相談支援体制を充実させていく必要があり、地域共生社会の実現に向けて、専門性をもった多機関の協働による包括的支援ネットワークを構築します。

まず、各関係機関のネットワーク内において問題意識や課題の共有を行い、さらにそれらを包括的な支援体制としていくために、各々のネットワークをつなぎ、①断らない相談支援（本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援）、②参加支援（本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かし、就労支援などを提供しながら社会とのつながりを支援）、③地域づくり支援（地域社会からの孤立を防ぎ、多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す）の3つの機能を支援するネットワークを構築します。

図表 市の多機関協働による包括的な支援ネットワークのイメージ



※各相談支援機関：地域包括支援センター、相談支援事業所、地域生活支援センター、子ども家庭支援センター等

### (4) 災害時における、避難行動要支援者への支援

市では、災害時に支援が必要な方を対象として、避難行動要支援者名簿の作成・更新を行い、自治会・町会や民生委員・児童委員、地域包括支援センターなどと連携しながら緊急時の支援体制づくりを進めてきました。

また、大規模な震災に加え、近年では風水害の被害も増えていること、新たな感染症など、高齢者や障害のある方等が、地域で安心して暮らし続けるためには、専門機関と連携しながら地域で情報共有することが、ますます重要になっています。

そこで、市では、よりいっそう住民同士のつながりを支援し、そのことにより住民が互いを知り、日ごろの支え合いを深めることによって、災害発生時の安否確認や避難所への円滑な誘導を促す避難支援体制の充実を図ります。

あわせて、災害時要援護者や要配慮者等、多様なニーズに配慮した避難所の確保や移送支援が可能となるよう緊急時支援体制の強化を進めます。

### (5) 「新しい日常（新しい生活様式）」への支援

世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の影響で、市民生活は大きく変化しました。現在では、国や東京都が示す「新しい日常（生活様式）」により、個人や各機関が、身体的距離の確保や、3つの密（密閉・密集・密接）を避けた取組を行っています。

この感染症で重症化しやすいとされる高齢者や障害者、療養者への配慮や、子どもや子育て世帯への支援、経済的困窮のある方や世帯への対応など必要となり、これからさらに、新しい生活様式において、オンラインやデジタル機器の利用が難しい市民が、地域の中で、孤立しないような支援も必要になります。

具体的には、「生活支援」として、地域生活を継続するための買い物等の支援、一人暮らし世帯等への声かけ・見守り支援など、「コミュニケーションの支援」としては、様々な方法による地域への情報提供、障害のある方への情報のアクセス支援、インターネットの活用支援など、「介護支援の充実」としては、介護保険、障害福祉サービス支援、外出支援、認知症ケアの支援など、「セーフティネットの充実」では、生活困窮世帯やひとり親世帯への支援などが考えられます。

以上に対応するため、市では今後、各分野及び横断的な視点からの「生活支援」、「コミュニケーションの支援」、「介護支援の充実」、「セーフティネットの充実」を図っていきます。